

第81回(令和4年度)全国産業安全衛生大会

～大宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵～(報告その1)

10月19日から3日間、「全国産業安全衛生大会」が福岡県福岡市の福岡国際会議場及びマリンメッセ福岡において開催されました。

本大会には約6,200名の方々が申し込みをされ、現地参加だけでなく、オンデマンド配信の視聴という形でも参加されました。研究発表、特別講演、パネルディスカッションなど演目は盛りだくさんで、その一つ一つが充実した内容であり、今後の職場における安全衛生活動に有用な情報を得たことと思います。オンデマンド配信は10月19日から11月4日まで行われました。



今月号では、「報告その1」として大会初日の総合集会の様をお知らせします。

第1部

1 開会式

全国から関係者が集い、マリンメッセ福岡B館において、開会式が催されました。

式場には小林洋司厚生労働審議官をはじめ、大曲昭恵福岡県副知事、高島宗一郎福岡市長、各労働災害防止団体の代表の皆様が来賓として登壇されました。



第11回 桃樹のちょこっと用語
「令和4年 総集編」
本号の11ページをご覧ください。

- ◆ 第81回(令和4年度)全国産業安全衛生大会 …………… 1
- ◆ 産業保健フォーラム IN TOKYO 2022 …………… 4
- ◆ 化学物質の自律的な管理にむけて …………… 6
- ◆ 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱 …………… 7
- ◆ 治療と仕事の両立支援を促進するべく
管内の事業者らを集めたセミナーを開催しました …… 10
- ◆ 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です …………… 11

また、主催者側には、開催地の労働基準協会を代表して福永馨福岡県労働基準協会連合会会長をはじめ、中央労働災害防止協会の十河英史副会長(当連合会会長)、西村司副会長、黒田良司副会長、竹越徹理事長、渡延忠専務理事が登壇されました。

国歌演奏後、この1年間に労働災害や新型コロナウイルス感染症や8月の記録的な大雨による災害などにより亡くなられた方々を追悼して黙禱が捧げられ、西村司副会長の開会の辞に続いて、十倉雅和中央労働災害防止協会会長がビデオメッセージで大会式辞を述べられました。

十倉会長は、「はじめに、本年8月の全国各地に及ぶ大雨による災害をはじめとする自然災害により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。被災地の皆さま方が一日も早く日常生活を取り戻すことができる日を願っております。

また、本日お集りの皆さま方におかれましては、コロナ感染拡大防止と事業活動の両立に日々懸命に取り組んでおられることと存じます。皆様方のご努力とご苦勞に対し心からの敬意を表したいと思います。

コロナ対策への取組を継続する一方、本年2月にはロシアによるウクライナ侵略などの問題から食料、エネルギー、安全保障の問題に注目が集まっています。

このような困難な状況におきましても、デジタルフォーメーション等を成長の柱に、イノベーションの創出、生産性の向上、産業構造の転換などを通じ日本の経済社会の着実な成長を実現していかなくてはなりません。

その際、一人ひとりの国民が安全で健康な暮らしを享受できる基盤づくりはすべての産業において最優先課題であり、一層力を入れて取り組んでいく必要があります。

コロナ下による多様な働き方の普及に伴い職場環境が大きく変化していますが、労働災害ゼロの実現を目指すことが、いつの時代においてもゆるぎなく、普遍なものです。

他方、直近の労働災害の発生状況には楽観を許さないものがあります。

企業をはじめすべての関係者は、今一度気を引き締め労働災害の防止に全力を尽くして、働く方々の心と体の健康づくりに取り組んでいかなければなりません。

この全国大会は国内最大の安全衛生に関する経験、教育、研さん等の場であり、最新の情報やノウハウ、好事例などを日々の労働災害防止活動に役立ててもらうことを趣旨としています。本大会では、事業場における安全衛生についての最新の活動や改善事例の発表のほか、安全衛生に関する様々な課題に対応した講演やシンポジウムなど安全衛生の第一線で活躍している皆様に役立つ多数のプログラムを用意しております。

本大会の成果を皆様の職場に持ち帰っていただき、それぞれの職場で働く方々の健康と安全を向上させ、これにより経営基盤の強化につながっていくようお願いします。」と結ばれました。

祝辞として、加藤勝信厚生労働大臣(代読：小林洋司厚生労働審議官)、服部誠太郎福岡県知事(代読：大曲昭恵福岡県副知事)、高島宗一郎福岡市長からいただきました。その後、開催地の労働基準関係団体を代表して福岡労働基準協会連合会福永会長のあいさつがあり、最後に室伏広治スポーツ庁長官からビデオメッセージをいただきました。

2 表彰式

開会式の後、表彰が行われました。

中央労働災害防止協会会長賞は、国内すべての製造拠点において労働安全衛生マネジメントシステムの認証資格を果たすとともに、安全



大臣代読



表彰状授与 十河会長

大会宣言

新型コロナウイルス感染症との闘いは三年目を迎えた。この間、亡くなられ、健康を害された方々に心からお見舞いを申し上げます。また、感染者の治療や感染防止対策に全身全霊を捧げておられる医療従事者、エッセンシャルワーカーの皆様に敬意を表する。

我が国の労働災害は、関係者の努力により、長期的に減少してきた。しかし、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の中、多くの方々の努力にもかかわらず、労働災害による死者数は増加に転じた。また、休業四日以上之死傷災害については、第三次産業を中心に近年増加傾向にあり、平成十年以降で最多となっている。高齢者の労働災害が年々増加し、転倒災害や墜落・転落災害などが依然として減少していない中で、一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の罹患によるものも多数発生している。

労働者の健康をめぐる状況は、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者が多く、さらに、コロナ禍での働き方の変化の影響についても注視していく必要がある。また、化学物質による健康障害の防止対策や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立は引き続き大きな課題となっている。

全社的な安全衛生活動や、安全衛生意識の醸成をコロナ禍においても推進し、諸課題を克服していくためには、DXに代表されるイノベーションをハード・ソフト両面で取り入れ、活かしていくことが重要となる。本大会は、企業は、さらには業種の垣根を越えて、全国の関係者の参集の下、最新の情報を共有し、学び、交流する場である。

労働災害のない、安心して働ける職場環境を実現することは、全ての働く人、全ての国民の願いである。

ここ福岡の地で開催される本大会において、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たにするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に、関係者が一丸となって取り組むことを誓う。

右、宣言する。

令和四年十月十九日

第八十一回全国産業安全衛生大会

衛生活動を継続的に向上させる文化の醸成に取り組んでいることが評価され「IDEC 株式会社」が受賞され、顕功賞は、長年にわたる職業性ストレスとメンタルヘルスに関する研究が評価され堤明純(北里大学医学部公衆衛生学教授)、職場における熱中症の予防への貢献が評価され堀江正知(産業医科大学副学長)、長年にわたる中小事業場労働者の健康管理と作業環境管理の研究の取組等が評価され山田親久(公益社団法人日本作業環境測定協会副会長/一般財団法人京都工場保健会顧問)の各氏が受賞され、十河副会長から表彰状が授与されました。

次に緑十字賞の表彰が行われました。この表彰は、長年にわたり、我が国の産業安全または労働衛生の推進に尽力され、その功績が極めて顕著な方などに対して行われるものです。

産業安全部門関係で 41 名、労働衛生関係で 18 名、産業安全及び労働衛生関係で 32 名と 3 件、以上 91 名と 3 件の皆様が受賞され、それぞれ代表者に十河副会長から表彰状が手渡しされました。

表彰式の後、大会宣言を黒田副会長が発表し、参加者の拍手をもって採択され、第 1 部は終了となりました。

第 2 部

第 2 部は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長美濃芳郎氏の講演の後、中間体操を挟んで、生物学者である青山学院大学教授の福岡伸一氏が「生命を捉えなおす～動的平衡の視点から～」と題して講演されました。

福岡教授の講演の要旨及び第 2 日目以降の研究発表等は次号でご報告いたします。

Safe Work Tokyo

産業保健フォーラム IN TOKYO 2022

イキイキ働ける職場に向けて みんなでサポート職場復帰

「産業保健フォーラム IN TOKYO 2022」が10月12日に「ティアラこうとう」(東京都江東区)において3年ぶりに現地開催され、約600名の方が参加されました。

このフォーラムは、現地開催25年目の節目の大会となりました。昨今の社会情勢の変化の中で働く職場の環境も大きく変化しており、健康の保持増進、過重労働による健康障害対策に加え、メンタルヘルス対策といった産業保健活動の充実・強化が企業経営の面からも重要課題となっております。こうした状況を踏まえ、本フォーラムは、産業医、衛生管理者、安全衛生担当者等の産業保健にかかわる方のみならず、労務・人事の方々をも対象に各種情報を提供する場として開催されました。

今年は「イキイキ働ける職場に向けて みんなでサポート職場復帰」をメインテーマに、東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会、(独法)労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センターの共催で開催されました。主催団体ほか、東京都、特別区長会、東京都市長会、(公社)東京都医師会、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会、全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会等から後援をいただき、健康測定、相談・展示コーナーなどへの協力を得て充実した内容となりました。

メイン会場

大ホールにおいては、辻田東京労働局長による主催者挨拶の後、産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学教授の森晃爾氏による特別講演「健康経営とメンタルヘルス」が行われました。

講演内容は、健康経営は何か、その健康経営政策の背景と概要、健康経営の進め方、成果が上がる健康経営のポイント等についてでした。

健康経営の目的は、労働者の健康増進とそれによる事業における価値の創造であり、生産年齢人口の減少する日本においてこれから一層推進する必要がある。このためメンタルヘルス対策の重要性があげられるが、それぞれの組織に合った心の健康づくり計画を立案し、実施するとともに改善を意識した継続的な取組が求められるとのことでした。これら継続的な取組を持って、無形資源を蓄積し健康文化を構築する必要性があることを具体的にわかりやすくお話ししてくださいました。

午後からは事例発表1として、弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士 金子恭介氏による「事例で学ぶメンタルヘルス不調者対応の実務～人事労務担当者との産業保健スタッフの連携が解決へのポイント～」が、事例発表2として、一般財団法人全日本労働福祉協会長濱産業医事務所産業医 長濱さつ絵氏による「産業



局長あいさつ



森氏講演

医からみた安定した就労、職場復帰のサポートについて～困難事例をどう防ぐか～」の講演が行われました。

健康測定、各種相談、保護具等展示コーナー

地下1階の展示場では、後援した各団体の健康測定コーナーや保護具等の展示コーナーが設けられ、来場された皆さんがご自身の健康測定を行ったり、保護具について説明を受けたり、展示コーナーのパンフレットなどをご覧になるなど、熱心に情報の収集に当たっておられました。

健康測定・相談・展示コーナーの内容と出展団体は以下のとおりです

- ・中小規模事業場安全衛生相談コーナー((公社)東京労働基準協会連合会)
- ・健康測定【・野菜摂取の充足度測定・骨密度測定】コーナー ←大人気でした
(東京都産業保健健康診断機関連絡協議会・全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会)
- ・東京地域両立支援推進チーム(東京労働局健康課)
- ・労働時間等相談コーナー(東京労働局監督課)
- ・労働安全衛生相談コーナー((一社)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部)
- ・こころの耳((一社)日本産業カウンセラー協会 こころの耳運営事務局)
- ・保護具展示コーナー((公社)日本保安用品協会)
- ・働き方改革推進支援コーナー(東京働き方改革推進支援センター／東京労働局企画課)
- ・リワーク支援相談コーナー(東京職業センター リワークセンター東京)
- ・労働衛生のハンドブック【令和4年度版】配布(東京産業保健総合支援センター) 外

緊急告知！

化学物質の自律的な管理にむけて

新たな化学物質の規制について



令和5年4月、同6年4月に順次施行される改正政省令。その背景、注意すべきポイントについて、この分野の第一人者による講演会をご案内します。

講師 じょうない ひろし 城内 博 氏

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長
(2019年厚生労働省「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」座長(2019年～2021年)
など歴任。「こう変わる！化学物質管理 法令順守型から自律的な管理へ」(2022年)など著書多数。

1 日時・場所

①立川会場

日時 令和5年1月24日(火)開場14時00分、開演14時30分
質疑応答を含めて16時30分終了予定

場所 立川市市民会館(たましん RISURU ホール)小ホール
立川市錦町3丁目3-20(最寄駅：JR 南武線「西国立駅」)

定員 224名

②千代田会場

日時 令和5年2月3日(金)開場14時00分、開演14時30分
質疑応答を含めて16時30分終了予定

場所 一橋大学一橋講堂
千代田区一ツ橋2丁目1-2 学術総合センター内(最寄駅：地下鉄半蔵門線・三田線・新宿線「神保町駅」、東西線「竹橋駅」)

定員 250名

2 参加費 無料

3 **申込み** 右側の QR コード又は東基連 HP 上の専用バナーからお申し込みください。



4 **主催** 東京労働局、各労働基準監督署(支署)
(公社)東京労働基準協会連合会、各地区労働基準協会

5 **その他** マスクを着用し、検温のうえご入場いただきます。当日 37.5℃ 以上の発熱がある方の入場はご遠慮いただきます。

令和4年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

東京労働局 労働基準部 安全課

1 趣旨

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和4年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生機運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。令和3年の死亡災害は77人と前年比で約倍増となり、休業4日以上之死傷災害(以下「死傷災害」という。)も12,876人と前年比2,000人以上の増加となった。

令和4年に入っても、建設業の死亡災害に歯止めがかからず、10月末現在で、21人もの尊い命が失われたところである。また、死傷災害についても、業種横断的に「転倒」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」といった人の作業行動に起因する災害(以下「行動災害」という。)が増加傾向にある。さらに、労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されることから今後の改正を踏まえた対応が求められる。そのため、本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。

2 取組期間 令和4年11月21日(月)～令和5年1月31日(火)

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動、感染症防止等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

(1)行政による重点実施事項

- ①「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の機運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ②労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ④災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ⑤各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥行動災害予防に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑦化学物質管理に関する講習会などを通じた改正法令の周知
- ⑧各事業場における安全衛生宣言活動の推進

(2)各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ①年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ②事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示す

ることなどによる労働災害防止の機運の醸成

- ③各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑥墜落・転落災害、行動災害予防を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底(災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等)
- ⑦各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑨積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑩大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑪その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組

令和4年度 年末年始無災害運動実施要領

「待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始」

1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で52回目を迎える。

令和3年の労働災害による死亡者数は867人と4年ぶりに増加し、死傷者数は149,918人と平成10年以降で最多となった。死傷者数をみると、高齢労働者による労働災害が依然として増加傾向にあり、業種別では特に、社会福祉施設や製造業では前年より大幅な増加が見られた。事故の型別では、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと、「転倒」、「腰痛」等の「動作の反動・無理な動作」で大きく増加した。

また、本年上半期(1～6月)の労働災害の状況を見ても、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、第三次産業で死傷者数が増加した。特に小売業、保健衛生業(社会福祉施設含む)、警備業等を含む第三次産業は昨年同時期より59.8%増となっている。事故の型別では「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「その他(主として感染症によるもの)」が目立つ。誰もが安心して安全に働ける職場環境づくりや、転倒・腰痛災害予防のために若年期から身体機能の維持向上のための取り組みが重要である。

令和4年においては、労働安全衛生法施行令の改正により、職長等教育の対象外であった、食料品製造業(うまみ調味料製造業および動植物油脂製造業は従来から対象)、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業が追加され、令和5年4月より新たな職長となった者に対する教育が義務化されることとなった。職長は安全の要と言われる重要な立場にあることから、義務化を契機に安全衛生活動のより一層の活発化につなげたい。

労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化される。具体的には、代替物等の使用等によりリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること(令和5年4月1日以降)、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任すること(令和6年4月1日)、衛生委員会の付議事項を追加すること(令和5年4月1日以降)等、改正を踏まえた対応が求められる。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立が求められる中で迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非正常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間

令和4年12月1日から令和5年1月15日までとする。

3 運動標語

「待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じた広報
- (2) 報道機関等を通じた周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (5) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (6) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (7) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (8) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- (16) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (18) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (19) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (20) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

治療と仕事の両立支援を促進するべく 管内の事業者らを集めたセミナーを開催しました

治療と仕事の両立支援セミナーが令和4年10月31日(月)、九段第三合同庁舎(東京都千代田区)において、東京労働局と東京産業保健総合支援センターの共催により開催されました。

冒頭挨拶に立った東京労働局労働基準部長 井口真嘉氏は、「医療の進歩等があっても、病気の発症が判明したことを理由に仕事を辞めざるを得ない方や職場における理解が乏しいために治療と仕事の両立に困難を抱える方が多くおられる現状にある。今後、働くことを希望する方に働ける環境を提供することは、全ての方が各々活躍できる社会を実現するためにも非常に重要な基盤的課題であり、このような社会を実現していくためには、企業や医療機関をはじめ社会全体で支援するための仕組みづくりが必要となっている。」と述べました。

その後、東京労災病院治療就労両立支援センター 新明綾乃氏(以下「新明氏」)が登壇し、労働者が病気になっても安心して治療しながら働き続けることができる職場づくりに役立つ、厚生労働省作成のガイドライン及びマニュアルを紹介しました。

新明氏は、大腸がんを発症した労働者についてガイドラインを活用した事例を紹介し、「労働者、職場、病院が連携することにより、それぞれの価値・倫理観を共有することができる。そのことが労働者への適切なサポートに繋がり、労働者が安心して治療をしながら働き続けることができる。」と述べました。

続いて、神奈川県藤沢市にある藤沢タクシー株式会社代表取締役 根岸茂登美氏(以下「根岸氏」)が登壇し、事例発表をしました。

根岸氏は、創業82年を誇る同社の3代目として陣頭指揮に立ちますが、保健師というもう一つの顔を持っています。

根岸氏は経営者でありながら専門家として労働者の健康を守るための保健活動に力を注ぎ、誰もがいきいきと働き続けられる職場の構築を目指し、治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」)に取り組んでいます。

根岸氏は、社内で行った2つの事例を紹介し、「両立支援に取り組むことにより、労働者にとっては、仕事を継続することによる収入確保、生活の安定、モチベーションの向上、ワークライフバランスの実現、働くことによる社会への貢献が期待でき、事業者にとっては、人材確保・定着、生産性の維持・向上、利益の増加、事業の活性化につながる。両立支援に取り組んだ結果、企業は健康経営を実現し、企業の繁栄・発展・継続、社会的責任の完遂を達成できることから、両立支援に取り組むメリットは大きい。」と述べました。

当日、会場には75名の事業者が集い、各登壇者の話を熱心に聴講しており、両立支援に対する関心の高さがうかがわれました。



井口労働基準部長



新明綾乃氏



根岸茂登美氏

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

令和4年4月から、すべての職場でパワーハラスメント防止対策が義務化されました

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課



改正労働施策総合推進法では、職場におけるパワーハラスメントについて、企業内解決制度としての相談窓口の設置などのハラスメント防止措置を中小企業を含めたすべての企業に義務付けています。

カスタマーハラスメントなど、雇用される労働者以外からのハラスメントについても防止措置に取り組むことが望ましいとされています。

法律に基づいたハラスメント防止措置を実行するとともに、お互いを尊重し、あらゆるハラスメントのない職場づくりを心がけましょう。

ハラスメント防止措置についての相談窓口

東京労働局雇用環境・均等部指導課 ☎03-3512-1611(パワハラ担当)

ハラスメント防止措置の内容や取り組み方法などあらゆるご相談に応じています。セクシュアルハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメント(男女雇用機会均等法)、育児休業等に関するハラスメント(育児・介護休業法)の防止措置についてもご相談いただけます。お気軽にご相談ください。

ご活用ください

 ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

研修ツール、裁判例、Q&A など、ハラスメント対策に
役立つあらゆる情報を提供しています



お問合せ先 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎03-3512-1611



「桃樹のちょこっと用語」 令和4年総集編

No.	掲載号	頁	ちょこっと用語	用語の意味(詳細な解説は、掲載号をご覧ください)
1	2月号	17	13次防	「第13次労働災害防止計画」の略語。
2	3月号	29	中賃	「中央最低賃金審議会」の略称。
3	4月号	8	イクメンプロジェクト	厚労省が2010年6月に発足した育児推進プロジェクト。
4	5月号	23	事務所則	安衛法の省令である「事務所衛生基準規則」の略称。
5	6月号	13	月60時間超50%増し	月60時間超の時間外労働割増賃金の法定割増率のこと。
6	7月号	26	WBGT	「暑さ指数(湿球黒球温度)」の英文表記の略。
7	8月号	6	熱中症警戒アラート	「熱中症にかかる危険性が極めて高い」との国の情報発信。
8	9月号	5	罹患後症状	新型コロナウイルス感染症から回復した後にみられる様々な症状。
9	10月号	27	男女間賃金差異の公表義務化	女性活躍推進法の改正により、公表が義務化されたもの。
10	11月号	13	化学物質の自律的管理	安衛則等の改正により導入された、新たな化学物質の規制。

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和3年度の監督指導結果を公表します

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 辻田博)では、このたび、令和3年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった3,458事業場のうち、1,325事業場(38.3%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、471事業場(違法な時間外労働があったもののうち35.5%)でした。

東京労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

令和3年4月から令和4年3月までの監督指導結果のポイント

- (1) 監督指導の実施事業場 3,458 事業場
- (2) 主な違反内容((1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場)
 - ① 違法な時間外労働があったもの 1,325 事業場 (38.3%)
 - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
 - 月 80 時間を超えるもの 471 事業場 (35.5%)
 - 月 100 時間を超えるもの 323 事業場 (24.4%)
 - 月 150 時間を超えるもの 80 事業場 (6.0%)
 - 月 200 時間を超えるもの 28 事業場 (2.1%)
 - ② 賃金不払残業があったもの 358 事業場 (10.4%)
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの 840 事業場 (24.3%)
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況((1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場)
 - ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの 1,669 事業場 (48.3%)
 - ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの 830 事業場 (24.0%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果(令和3年4月から令和4年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和3年4月から令和4年3月までに、3,458事業場に対し監督指導を実施し、2,698事業場(78.0%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが1,325事業場、賃金不払残業があったものが358事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが840事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令 違反があった 事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間(注3)	賃金不払残業(注4)	健康障害防止措置(注5)
合計(注1、2)		3,458(100%)	2,698(78.0%)	1,325(38.3%)	358(10.4%)	840(24.3%)
主な業種	商業	923(26.7%)	723	321	93	232
	製造業	225(6.5%)	196	105	26	67
	保健衛生業	239(6.9%)	214	104	27	55
	接客娯楽業	224(6.5%)	180	86	24	77
	建設業	206(6.0%)	159	87	30	43
	運輸交通業	105(3.0%)	89	49	15	31
	その他の事業(注6)	899(26.0%)	671	363	79	198

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反[36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。]、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反(割増賃金)のうち、賃金不払残業の件数を計上している(計算誤り等は含まない)。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反[衛生委員会を設置していないもの等。]、労働安全衛生法第66条違反[健康診断を行っていないもの。]、労働安全衛生法第66条の8違反[1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。]、労働安全衛生法第66条の8の3違反[客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。]等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
3,458	764 (22.1%)	1,203 (34.8%)	443 (12.8%)	342 (9.9%)	397 (11.5%)	309 (8.9%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
3,458	309 (8.9%)	760 (22.0%)	324 (9.4%)	298 (8.6%)	453 (13.1%)	1,314 (38.0%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、1,669事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導 事業場数	指導事項 ^(注1)					
	面接指導等 の実施 ^(注2)	長時間労働による健康 障害防止対策に関する 調査審議の実施 ^(注3)	月 45 時間 以内への 削減 ^(注4)	月 80 時間 以内への 削減	面接指導等が実 施出来る仕組み の整備等 ^(注5)	ストレスチェック制度を 含むメンタルヘルス対策 に関する調査審議の実施
1,669	208	248	857	794	50	69

(注1)指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月 45 時間以内への削減」と「月 80 時間以内への削減」は重複していない。

(注2)1 か月 80 時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3)「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4)時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5)医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2)労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、830 事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン(参考資料 2 参照))に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導 事業場数	指導事項 ^(注1)					
	始業・終業時刻の 確認・記録 (ガイドライン 4(1))	自己申告制による場合			管理者の職務 (ガイドライン 4(6))	労使協議組織の 活用 (ガイドライン 4(7))
		自己申告制の説明 (ガイドライン 4(3) ア・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン 4(3) ウ・エ)	適正な申告の 阻害要因の排除 (ガイドライン 4(3)オ)		
830	396	38	441	25	12	1

(注1)指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2)各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1)時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった 1,325 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、471 事業場で 1 か月 80 時間を、うち 323 事業場で 1 か月 100 時間を、うち 80 事業場で 1 か月 150 時間を、うち 28 事業場で 1 か月 200 時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績(労働時間違反事業場に限り)

監督指導 実施 事業場数	労働時間 違反 事業場数	労働時間違反時間				
		80 時間以下	80 時間超	100 時間超	150 時間超	200 時間超
3,458	1,325	854	471	323	80	28

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、230 事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、1,032 事業場でタイムカードを基礎に確認し、724 事業場で IC カード、ID カードを基礎に確認し、1,282 事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表 7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法 ^(注 1)				自己申告制 ^(注 2、3)
使用者が自ら 現認 ^(注 2)	タイムカードを 基礎 ^(注 2)	IC カード、 ID カードを基礎 ^(注 2)	PC の使用時間の 記録を基礎 ^(注 2)	
230	1,032	724	303	1,282

(注 1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注 2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複
数に計上している。

(注 3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

参考 前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和 3 年度	令和 2 年度
監督指導 実施事業場	監督実施事業場	3,458	3,285
	うち、労働基準法などの法令違反あり	2,698 (78.0%)	2,554 (77.7%)
主な違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	1,325 (38.3%)	1,219 (37.1%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の 時間数が 1 か月当たり 80 時間を超えるもの	471 〈35.5%〉	351 〈28.8%〉
	1 か月当たり 100 時間を超えるもの	323 〈24.4%〉	220 〈18.0%〉
	1 か月当たり 150 時間を超えるもの	80 〈6.0%〉	54 〈4.4%〉
	1 か月当たり 200 時間を超えるもの	28 〈2.1%〉	14 〈1.1%〉
	2 賃金不払残業があったもの	358 (10.4%)	239 (7.3%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	840 (24.3%)	721 (21.9%)
主な健康障害 防止に関する 指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分のため 改善を指導したもの	1,669 (48.3%)	1,377 (41.9%)
	うち、時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減す るよう指導したもの	794 〈47.6%〉	579 〈42.0%〉
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	830 (24.0%)	809 (24.6%)

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第13回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、2年目です。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をおつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

令和4年を振り返ると、色んな出来事がありました

桃樹さん 蓮美部長！ いよいよ12月ですね。今月

で令和4年も幕を閉じます。あっと言う間の1年間でした。

蓮美部長 その通りですね。拡大と収束を繰り返す、新型コロナウイルス感染症と闘い続けた日々でもありましたね。

桃樹さん はい、医療業務従事者の皆さんを始め、支えて下さった多くの方々に感謝の思いでいっぱいです。ありがとうございました。

ここで、今年を振り返ると、10月、箱根駅伝予選会のニュースも流れましたが、今年の1月の箱根駅伝では、青山学院大学が独走で総合優勝を飾りました。

蓮美部長 そうでしたね。青学、強かったわね。そんな話題もある中、2月にロシアがウクライナに侵攻を開始。世界中に、驚きと悲しみが広がりました。

桃樹さん はい。そのような世界情勢のなか、2月、3月には北京冬季五輪、パラリンピックが開催。冬季五輪で過去最多18個、パラリンピック7個のメダルに、日本中が沸きました。

スポーツ界の話題で言えば、4月にはプロ野球ロッテの佐々木朗希投手が、28年振りに完全試合を達成。これも凄かったです。

蓮美部長 そうですね。ただ、4月には知床半島で観光船が沈没。多くの犠牲者が出ました。また、6月、7月と世間を騒がす色々な事故、事件も起きました。

鹿児島の桜島が爆発的噴火を起こしたのも、7月でした。

桃樹さん 8月、9月には、地球温暖化の影響もあり、記録的な猛暑に襲われました。

蓮美部長 そう！ 暑かったわ！ 皆さんも、熱中症対策に頑張りましたね。

桃樹さん はい、8月、9月は猛烈な暑さでしたから、大変でした。

蓮美部長 そして、10月にはデジタル担当大臣から、現在の紙の保険証を廃止して、マイナンバーカードを保険証として利用する「マイナ保険証」に一本化するとの方針が発表されましたね。

こうやって、振り返ってみると、様々なことが起きた1年でもありましたね。

桃樹さん はい、そこで、今月号の「労務・安全衛生深掘り探訪記」は、「探訪記・令和4年総集編」として、この1年間に掲載したお話を、順番に振り返ってみたいと思います。

1月号 「脳・心臓疾患の労災認定基準」が20年振りに改正

蓮美部長 まず、今年最初の1月号のテーマは、何だったかしら。

桃樹さん 1号月のテーマは、過労死に関連した「脳・心臓疾患の労災認定基準の20年振りの改正」でした。

蓮美部長のお友達のご主人が、長時間労働で倒れたというお話もお聞きしました。

蓮美部長 そうだったわね。「4つのポイント」について、労災認定基準が改正された内容を確認したわね。

桃樹さん そうです。1つめのポイントは「**長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価することの明確化**」でした。

業務と発症の関連性が高いと評価できる基準として「発症前1か月におおむね100時間」と「発症前2ないし6か月にわたって1か月当たり80時間」とされていますが、この水準には至らないが「これに近い」場合には、「**一定の労働時間以外の負荷要因**」の状況も十分に考慮して評価することを明確化したものでした。

蓮美部長 桃樹さん、その通りね。それ以外に3つのポイントがありました。2つめは「**労働時間以外の負荷要因に『休日のない連続勤務』『勤務間インターバルが短い勤務』が追加**」。3つめは「**『短時間の過重業務』『異常な出来事の業務』と『発症』との関連性が強いと判断できる場合の明確化**」。

桃樹さん そして4つめは「**対象疾病に『重篤な心不全』を追加**」でした。

この号では、蓮美部長から、法令に違反していない長時間労働であったとしても、過労死(労働災害)に認定される可能性があることを教えて頂きました。

2月号 東京局ロゴマーク「Sefe Work TOKYO」誕生秘話と13次防の取り組み

蓮美部長 2月号では、東京労働局が主唱するロゴマーク「Sefe Work TOKYO」について、お話をしましたね。

桃樹さん そうです。ロゴマーク「Sefe Work TOKYO」を使用したいという会員さんからの問い合わせがあったので、ロゴマーク誕生の経緯、趣旨、意味、使用方法などについて教えて頂きました。

蓮美部長 そう、このロゴマークは、平成25年に東京労働局が第12次労働災害防止計画を示した時に公表されたもの。

ILO(国際労働機関)においても使用されている「Sefe Work」は、労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意志を示すフレーズ。

その公表から、東京、首都圏に留まらず、全国で活用されている展開についてお話したわね。

桃樹さん はい。それと、平成25年。冬の寒い夜。九段合同庁舎。その13階でのロゴマーク考案者である東京労働局の安全課長さんと、職員の方との会話は、ちょっとジーンと来ました。

蓮美部長 13次防は令和4年で終了となりますが、次の災害防止計画を踏まえ、皆さんが「絶対に死亡・重大災害は起こさない」という決意で臨むことが大切ですね。

桃樹さん はい！ その通りです。

3月号 「さいちんキャンペーン」と「最低賃金基礎知識」「業務改善助成金」

蓮美部長 3月号では「最低賃金」について確認しましたね。

桃樹さん そうです！ 蓮美部長が突然、「最低賃金基礎知識・質問コーナー」とか言って、問題を出題された時です。

蓮美部長 あら、そんなことがあったかしら？(笑い)

桃樹さん ありました。ハッキリ覚えています。

第1問は「最低賃金が一番高いのは東京都ですが、二番目はどの道府県でしょう？」。

第2問は「派遣労働者に適用される最低賃金額は、派遣先所在地か？派遣元か？」。

第3問は「賃金計算期間中に最低賃金の改訂があった場合の取扱いについて」。

そして、第4問は「18歳未満の年少者に最低賃金は適用されるか？」。

蓮美部長 うーん！ 凄い！ 桃樹さん、記憶力、いいのね!!

では、今年の3月に適用されていた東京都最低賃金額と、今、適用されている東京都最低賃金額は？
桃樹さん はい！ 今年の3月時点では「1041円」でした。その後、改訂されて今年の10月1日からは「1072円」です。

蓮美部長 その通り。1041円から1072円へ。31円のアップ。東京局の賃金課も「さいちんキャンペーン」で周知に頑張っているわ。「業務改善助成金」の周知も大切ね。

4月号 「産後パパ休暇」の創設など、「育児・介護休業法」が改正

桃樹さん 4月号では「育児・介護休業法」の改正を取り上げました。

令和4年4月1日に改正施行された事項と、令和4年10月1日に改正施行が予定されていた事項についてでした。

蓮美部長 桃樹さんのお兄さんが、長女の「よし乃ちゃん」が生まれて、1年間の育児休業を取得したというお話もあったわね。

桃樹さん そうです。もう5年前の事です。当時、50歳代後半だった父が、兄が1年間の育児休業を取ることに、衝撃を受けていたのもお話しました。

蓮美部長 この4月号では、育児休業関係の全体像についても説明しましたが、特に今年の10月1日から施行となった「産後パパ育休制度の創設」についてもお話しましたね。

桃樹さん はい。「男性の育児休業取得促進のための出生時育児休業」のことで、通称「産後パパ育休」。

これによって、対象期間が「子の出生後8週間以内」で、取得可能日数が「4週間まで」。しかも、「分割取得」が「2回」まで取得可能になりました。

蓮美部長 加えて、「育児休業の分割」が改正施行され、出生後8週間を超え1歳に達するまでの間に、2回に分割した育児休業を取得することが出来るようになった訳です。

桃樹さん 蓮美部長のおっしゃった、「誰でも赤ちゃんの時があった。それぞれが赤ちゃんの時、親や関係する色々な人が、その赤ちゃんを大切に、懸命に守ってきた。そして、その赤ちゃんを守る人達を更に守る人達がいた。」との言葉。とても大切だなと感じました。

蓮美部長 桃樹さん、ありがとう。改正施行日の10月1日を超えて2か月が経ちました。しっかりとこの制度の活用を訴えて行きましょうね。



6月号 時間外労働の上限規制猶予期間が残り僅か！（建設・自動車運転・医師）

桃樹さん 5月号では、東京労働局の令和4年度行政運営方針や、東京労働局の4月の人事異動の紹介などがあり、紙面の関係で「深掘り探訪記」はお休みさせて頂きました。

蓮美部長 そして、迎えた6月号では、とても大切なテーマに取り組みました。

桃樹さん そうです。働き方改革の関係で労働基準法が改正され、時間外労働の上限規制が適用となりました。ただ「建設事業」「自動車運転の業務」「医師」については、その適用が猶予されていました。

蓮美部長 そうですね。この適用猶予は令和6年3月31日までですから、残りの期間は2年を切りました。そこで、その取り組みの状況を確認したのですね。

桃樹さん はい、東京労働局の監督課が「建設業における時間外労働の上限規制の適用に向けた働き方改革推進総合対策」を策定し、「進めよう！ケンセツの働き方改革・TOKYO」とのスローガンのもと、この課題に取り組んでいます。

蓮美部長 自動車運送業界も、医療界も、働き方改革の実現に向けて取り組んでいるわ。

桃樹さん はい、改革計画や、時間外労働上限規制適用猶予の内容などについては、6月号に詳しく記載していますので、是非、再読して頂きたいです。

蓮美部長 それと、もう一つ大事な改正がありますね。

桃樹さん そうです。月 60 時間を超える時間外労働の割増率です。大企業は 50% 増しですが、中小企業は猶予され 25% です。この猶予措置が令和 5 年 3 月 31 日で切れ、来年の 4 月 1 日からは、規模に関わらず 1 か月の時間外労働が 60 時間を超える場合の割増率は 50% 以上になります。この準備も重要ですね。

蓮美部長 大切です。お知り合いの方には、教えてあげてくださいね。

7月号・8月号 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」など

桃樹さん はい。そして迎えた 7 月号・8 月号です。今年の夏は「全国的に気温が高くなる」と予想されていたこともあって、2 か月続けて「熱中症対策」を特集しました。

蓮美部長 7 月 1 日が「桃樹さんの誕生日」という所から始まったお話でしたね。(笑い)。そうそう、7 月 1 日が「井村屋あずきバーの日」ということも教えて貰いました。

桃樹さん いやー、蓮美部長、よく覚えていますね。恥ずかしい。

蓮美部長 ともあれ、政府も熱中症での死亡者数が高い水準で推移していること等を踏まえ、令和 4 年 4 月に「熱中症対策行動計画」を改訂するなど、取り組みを進めていました。

桃樹さん はい、東京労働局でも「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を早い時期から展開していましたね。

蓮美部長 この号では、熱中症を防ぐ具体的な対策に加え、熱中症対策の基本知識となる「暑さ指数(WBGT (湿球黒球温度))」や「熱中症警戒アラート」等についても確認しましたね。

桃樹さん そうです。「意識障害があれば、躊躇なく、救急隊を要請」するなども教えて頂きました。

蓮美部長 来年も、暑い夏になるかもしれませんね。

桃樹さん はい。来年も「熱中症対策」にしっかり取り組んでいきましょう。

9月号 新型コロナウイルス感染症(罹患後症状)と労災補償給付

蓮美部長 9 月号では、新型コロナウイルス感染症の労災補償に関する、国の考え方について確認しましたね。

桃樹さん はい。具体的な取扱いケースを 3 つに分け、1 つめは「医療従事者」。2 つめは「医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの」。そして 3 つめが「医療従事者等以外の労働者であって、感染経路が特定されていないもの」です。

この 3 つめのケースに関して、詳しく教えて頂きました。

蓮美部長 感染経路が不明な場合でも、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事し、それにより感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、労災補償の給付対象となると。

桃樹さん その「感染リスクが高い労働環境下での業務」については、次の 2 つが示されていました。

1 つは「複数の感染者が確認された労働環境下での業務」。

もう 1 つは「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」でした。

蓮美部長 アパレルショップに勤めている、桃樹さんのお友達が「強い倦怠感に襲われている」というお話もありましたね。

桃樹さん はい。私の友達のように、感染し、回復した後に、強い倦怠感等の様々な症状が見られる症状を「罹患後症状」と呼ぶこと。そして、これについての国の基本的な考え方を教えて頂きました。

蓮美部長 通達で「罹患後症状については、業務により新型コロナウイルスに感染した後の症状であり療養等が必要と認められる場合は、労災補償の給付の対象となるものであること」とされていることを確認したわね。

桃樹さん はい。友達にも伝えたところ、感謝されました。

10月号 男女間賃金格差の公表が義務化

蓮美部長 10月号では、「男女間の賃金格差の公表義務化」についてお話ししましたね。

桃樹さん はい。女性活躍推進法が令和4年の7月8日に改正施行されたことに関して会員の方からの質問があつて、蓮美部長にお聞きしました。

蓮美部長 その公表の前提として、「一般事業主行動計画の策定」が必要となることもあつて、行動計画についても学びましたね。

桃樹さん 企業内の「状況の把握」「課題分析」「計画策定」「社内周知」「外部公表」という一連の行動計画の流れについても教えて頂きました。

蓮美部長 その上での、改正施行された「賃金の差異の公表」です。

この改正内容を一言で言うと「常用労働者数が301人以上の企業は、男女の賃金の差異を把握することと、その男女間の賃金の差異を含めた情報について、自社のホームページ等で公表することが義務化された」ということ。

桃樹さん 日本の男女間の賃金差異は、令和3年のデータで「22.1」(男性を100としたとき女性は77.9)と、諸外国に比べて差異が大きいということ。

そして、その原因が「管理職比率」と「勤続年数」にあることも教えて頂きました。

蓮美部長 公表時期は、令和4年7月8日以降に「最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後、おおむね3か月以内」とされています。ですから早い企業では、令和4年10月末日までに公表することになるわね。

桃樹さん はい、それもあつて、10月1日発行の10月号でお伝えしました。

11月号 化学物質管理の見直し。「個別具体的な規制」から「自律的管理」へ

蓮美部長 そして迎えた11月号。ここでは「化学物質管理のあり方の見直し」について確認しましたね。

桃樹さん はい。労働安全衛生施行規則等の省令の改正施行が、令和5年4月1日、令和6年4月1日に迫っていることもあり、お聞きしました。

蓮美部長からは、令和3年7月に厚生労働省が出した「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」から説明して頂きました。

蓮美部長 そう、この報告書で、現在の「個別具体的な規制」から「自律的な管理」へと、大きな転換が示されたの。

その後、令和4年3月の労働政策審議会への諮問・答申を経て、令和4年5月31日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)」が公布。これで、改正内容とスケジュールが正式に決定。

桃樹さん この5月31日の厚生労働省の出したプレスリリース文に「規制の対象外であった有害な化学物質を対象として(中略)事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入」とあります。

蓮美部長 この文は、今回の改正のポイントを明確に説明しているわね。

桃樹さん 改正の細かな内容については、11月号を読んで頂きたいのですが、「リスクアセスメント対象物質(危険性・有害性が確認された全ての物質)についてばく露を最小限にすること」「化学物質管理者の選任の義務化」「保護具着用管理責任者の選任の義務化」等、自律的な管理に大きく舵を切ったと言えますね。

蓮美部長 その通りですね。改正事項は多岐に渡りますから、化学物質を扱う企業は、事前の準備が重要です。

令和3年・4年「労務・安全衛生深掘り探訪記」掲載号一覧

No.	掲載号	テーマ
令和3年 第1回	11月号	派遣労働者、労働衛生コンサルタントの衛生管理者選任要件は？
第2回	12月号	建設現場の解体工事等における石綿ばく露対策(石綿則の改正)
令和4年 第3回	1月号	「脳・心臓疾患の労災認定基準」が20年振りに改正
第4回	2月号	東京局ロゴマーク「Safe Work TOKYO」誕生秘話と13次防の取り組み
第5回	3月号	「さいちんキャンペーン」と「最低賃金基礎知識」「業務改善助成金」
第6回	4月号	「産後パパ休暇」の創設など、「育児・介護休業法」が改正
第7回	6月号	時間外労働の上限規制猶予期間が残り僅か！(建設・自動車運転・医師)
第8回	7月号	「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」など【前編】
第9回	8月号	「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」など【後編】
第10回	9月号	新型コロナウイルス感染症(罹患後症状)と労災補償給付
第11回	10月号	男女間賃金格差の公表が義務化
第12回	11月号	化学物質管理の見直し。「個別具体的な規制」から「自律的管理」へ
第13回	12月号	令和4年「深掘り探訪記 総集編」

1年間、ありがとうございました!!

桃樹さん ここまで、この令和4年の「労務・安全衛生深掘り探訪記」を、1月号から11月号まで駆け足で振り返ってみました。

こうしてみると、多岐に渡る分野の様々なテーマについて、深く、深く、深掘りしてきたように感じます。

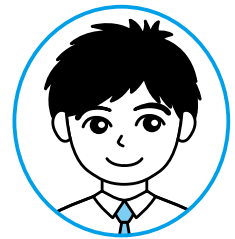
お付き合い頂いた会員の方々に感謝です。

蓮美部長 桃樹さん、1年間、ご苦劳様でした。今年も残りわずかですが、最後まで宜しくお願いしますね。

桃樹さん はい、頑張ります。

会員の皆様、1年間のご愛読に心より感謝申し上げます。

それでは、来年も宜しくお願い致します。また来月号でお目にかかりましょう。





独立行政法人 労働者健康安全機構

東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和4年12月～令和5年1月)

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町
6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

◆産業保健研修

web 研修

- 当センターホームページの「web 研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください

研修日時	研修テーマ	講 師	定員
1月12日(木) 14:00～16:00	web 研修会 職場のメンタルヘルス対策とハラスメント対策 「職場のいじめ・嫌がらせ」行為は職場の秩序を乱し、労働者の勤労意欲の阻害や生産性の低下をもたらす、さらに労働者のメンタル不調の原因となるなど、様々な影響を及ぼします。 ハラスメント対策を中心としたメンタルヘルス対策をポジティブに展開し、企業イメージの向上、社員のモチベーションアップ、離職率の低下、生産性の向上などにつなげられるよう、具体的な対策・防止措置を考えていきたいと思います。 ◆講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です◆	産業カウンセラー 森井 梢江	50
1月19日(木) 14:00～16:00	web 研修会 産業保健スタッフが知っておきたい職場におけるメンタルヘルス対策最新情報 第13次労働災害防止計画、ストレスチェック制度、職場のハラスメント対策、健康経営、新型コロナウイルスとメンタルヘルスなど、職場のメンタルヘルス対策に関する情報や活用できるツールなどの最新情報を幅広くご紹介します。 ◆講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です◆	こころの耳 運営事務局 青木 良美	50

会場研修

研修日時	研修テーマ	講 師	定員
12月7日(水) 14:00～16:00	労働衛生管理の基礎と事例～企業の安全配慮義務違反をリスクと捉えた、快適職場環境の形成について～ 基礎と事例シリーズは受講者の皆様からのアンケートに基づきテーマを設定しています。 今回は、二部構成で実施します。一部でテーマの法律面・現場の実務面の説明をします。 二部で各企業における企業の安全配慮義務違反をリスクと捉えた、快適職場環境の形成について「知る、聞く、話す」を基に簡単なセッション(質疑応答)を行います。	吉田 守	24

研修日時	研修テーマ	講 師	定員
12月12日(月) 14:00～16:00	メンタルヘルス『社内研修の進め方』～セルフケア～ 心の健康づくり計画にあたって4つのケアを中心に策定されており、社内研修はその理解を深める教育・情報提供の場となります。 加えて最近では4つのケアの円滑な「連携」をすすめていくことが必要とされています。ここ数年のcovid-19の影響もあり、セルフケアの必要性が再認識されています。 今回はアンガーマネジメントも含めて、有効なメンタルマネジメント方法等を解説します。 社内研修の参加者から関心、興味を集める社内研修の進め方について一緒に考えていきたいと思います。	松井 知子	24
12月14日(水) 14:00～16:00	高齢労働者の安全衛生対策の進め方～身体機能・安全衛生の現状とエイジフレンドリーガイドライン～ 職場で働く高齢労働者が増加しています。高齢者の労働災害の発生率は若年者よりも高く、休業期間も長くなる傾向があります。高齢者の身体機能は壮年者と比較すると低下が見られ、このことが、高齢者の発生率の高い転倒、墜落・転落災害の発生に影響していると考えられています。また、定期健康診断における有所見率は高齢になると高くなっています。厚生労働省は、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや高齢労働者の健康づくりを推進するため、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を公表しました。このような現状とガイドラインの要点について解説します。	荒川 輝雄	24
12月20日(火) 14:00～16:00	知っておくと便利な自前のできる社内研修のツール①～エゴグラム～ この研修では、セルフケア研修に活用できるエゴグラムについて解説します。 参加者には、実際のエゴグラムを体験し、自己認識を深めていただきます。	森崎 美奈子	24
1月16日(月) 14:00～16:00	病気をもつ労働者と職場へのより良い支援のために ～治療と就労のバランスを支えるヒント～ 本研修では、近年増えている病気(がん、難病など)をもつ労働者が、治療と就労のバランスをとれるようにすることを目指して、どのような支援が望まれるか、どのように支援を進めるかについて、事例検討を含めて学びます。 グループワークの代わりに、研修内でワークシートを記入・提出いただくことで質問・考えを共有しながら、全員で学びを深めていきます。 両立支援度チェック 事例をもとに、がんをもつ社員の就労支援を考える ・勤務スケジュールの配慮 ・職務内容の配慮と、同僚への伝え方 ・両立を支える職場づくり	佐々木 美奈子 伊藤 美千代	24
1月20日(金) 14:00～16:00	働く人の健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～ 働く人の身体機能低下による「腰痛」「肩こり」の慢性化、「転倒」などの労働災害が増加しています。 この講習会では、関節などにふれながら骨、筋肉、関節を連動して動かす「骨ストレッチ」を紹介していきます。骨ストレッチを行うと、日常生活の動作の筋肉への負担が減り、楽に動けるようになるので「腰痛」「肩こり」などの予防になります。また、骨・筋肉・関節が連動して動くので脚も上がりやすくなり、「転倒」災害の防止につながります。 実技を交えながらの講習会ですが、普段着で年齢に関係なく、誰でもその場で簡単に実施できます。また、職場で無理なく展開できる方法について紹介しますので、この機会に体験していただき職場の健康づくりに役立てていただきたいと思います。 ◆重要◆マスク着用で体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください。	スポーツケア 整体研究所(株) 小沼 博子	24
1月24日(火) 14:00～16:00	やる気を引き出すコミュニケーションスキル～コーチングを学ぼう～ メンタルヘルス活動を効果的に推進するためには、メンタルヘルス支援活動のキーパーソンである産業保健スタッフや管理監督者が、相談者の思いを引き出し的確な支援に繋げるための相談支援スキルの獲得が求められます。 本講義で取り上げるコーチングは、相手の本来もっている能力、強み、個性を引き出し、目標実現や問題を解決するために自発的な行動を促すコミュニケーション技術です。本講義では、コーチングの基本理念からスキルの詳細、具体的な使い方等についてご紹介します。	斎藤 照代	24
1月25日(水) 14:00～16:00	不妊予防支援パッケージ～働く女性の健康支援について～ 「不妊予防支援パッケージ」とは、2021年7月厚生労働省より公表されたライフステージに応じた女性の健康推進策を言います。この講座では、不妊予防支援について企業が取り組むべき施策を中心に解説します。	山田 正興	24
1月26日(木) 14:00～16:00	事業場における治療と仕事の両立支援 がんやメンタルヘルス不調などに罹患した従業員を健康面、人面からしっかりサポートし、治療と仕事の両立をはかることは、本人にとっても会社にとっても有意義な取り組みです。 本研修では、この両立支援を行う産業保健担当者がキーパーソンとしてどのような対応を行うのか一緒に学びたいと思います。	内田 和彦	24

東京働き方改革推進支援センターご案内

進んでいますか？「働き方改革」

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

都内事業者のみならずからの「働き方改革」に関するご相談に応じております。労務管理のお悩み、活用できる助成金、ハラスメント対策、人材確保対策、各種法改正への対応などについて、社会保険労務士等がサポートいたします。

費用はかかりませんので、お気軽にご相談下さい。

令和4年度 東京労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

ぜひ 相談・専門家派遣 **無料**

事業主、労務担当者様

東京働き方改革推進支援センターをご利用ください！

支援メニュー

ご都合に合わせた相談方法が選べる！

- 1 電話・メール・相談ブースでのご相談**
ご都合に合わせた相談方法が選べます。オンラインでのご相談も可能です。
- 2 訪問コンサルティング**
専門家が企業様に訪問し、直接お話を伺います。
- 3 セミナー開催**
働き方改革に関する社内セミナーをお手伝いします。講師派遣やセミナーのご相談にも対応、オンラインセミナーも可能です。

働き方改革関連法の改正内容

- 残業60時間超の賃金引き上げ
- 育児・介護休業法改正
- パワーハラスメント防止措置
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得

会社のお悩み、無料でコンサルいたします！

東京働き方改革推進支援センター

TEL 0120-232-865
受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル615
MAIL hk13@mb.langate.co.jp **FAX** 03-6206-3147

URL <https://hatarakatakakaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、ホームページをご覧ください。働き方改革 東京

皇居 有楽町駅 日比谷駅 有楽町駅 有楽町ビル

文京区共催 働き方改革セミナー

〈オンライン〉

- ・対象：文京区内の事業者様向け
- ・実施日：10・11・12月の隔週木曜日
- ・各回 13:00~14:00

詳細・お申込みはこちら↓

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001277900.pdf>

東京働き方改革推進支援センター（東京労働局委託事業）

◆〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-10-1 有楽町ビル 615 （最寄駅）JR 有楽町駅・東京メトロ日比谷駅

◆TEL：0120-232-865（平日 9：00～18：00）

◆FAX：03-6206-3147

◆MAIL：k13@mb.langate.co.jp



休憩室

BREAK  TIME

今年少しだけ 運が良かったこと

2022 年も、残り少なくなってきました。まだまだコロナ禍ということで、会社に出勤するよりも家でリモートワークをする割合が高い状態が続いています。また、会社の歓送迎会やプライベートでの飲み会等もほとんど無く、一日中家で過ごすことが多くなっています。家の中では、数少ない楽しみのひとつであるスポーツ番組を見る機会が、コロナ禍前よりも増えています。

この一年を振り返ってみても、北京冬季オリンピックでの日本選手の活躍、アメリカ大リーグにて大谷選手が二刀流で打者・投手ともに規定打席・規定投球回を達成、日本プロ野球でも佐々木選手の完全試合達成、村上選手の 3 冠王と 56 号ホームラン達成、サッカーワールドカップ予選等を見て楽しみました。(原稿を書いている段階では、ワールドカップ本戦はまだ始まっていませんが、見る予定です。)そんな中でも特に、趣味でゴルフをしているので、国内外の男女のゴルフのツアーはよく見ました。

ゴルフは、テレビで見るのも面白いですが、実際にプレーするのはもっと面白いです。ゴルフ場の中を主にカートで移動し、全力で走り回ったりする必要もないので、それなりの年齢になっている自分でも十分プレーできて、今後さらに年を取っても続けていけるスポーツです。また、このコロナ禍において屋外でできることも大きな利点にもなっています。

ゴルフに行く頻度としては、月に 1~2 回程度、貴重な休日に行っています。一人で行く訳

ではなく、知り合いの方と一緒にいくことにしています。一緒にいく上級者の方は、多少の雨は苦にしません、私はそうではないので、雨天時はできるだけ避けるようにしています。もし、雨天時にゴルフをする場合、カッパを着ることになり動きづらくなり、コース上に水が溜まりボールも飛びにくく、手が滑りやすく、眼鏡に水滴が付いて見えにくくなったりする等、大変なことが多いので、それほど楽しめません。そのため、当日の天気 が 気になりゴルフ場のピンポイント天気予報を事前に何度もスマホでチェックしています。

当日の天気予報があまり良くない場合は、みんなと相談して、どうするか決めています。大雨予報の場合は、大抵当たるので、事前に中止しています。しかしながら、当日の予報が大雨ではない場合は悩みます。せっかくのゴルフを簡単に中止にしたくないので、何種類かのピンポイント天気予報を見比べてみて、良さそうな予報を信じて決行することがあります。去年は運悪く何度か雨に降られましたが、今年は同様の機会が 4~5 回あり、全て運よく雨に降られず、ゴルフをすることができました。来年は、天気の心配をすることなく、ゴルフが楽しめることを願うばかりです。



KF



家内労働法をご存じですか？

東京労働局 労働基準部 賃金課

はじめに

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、今なお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

この法律に基づき、東京労働局では、委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、危険または有害な業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保、労災保険特別加入の促進などに取り組んでいます。

東京における家内労働の概況について

令和3年10月1日現在、全国の家内労働従事者は10万462人、委託者数は7,139事業場で、東京都内における家内労働従事者は9,028人、また、委託者数は800事業場となっており、家内労働従事者数及び委託者数とも全国最多となっています。

東京都内の家内労働者の業種別内訳を多い順にみると、日用雑貨・玩具・装身具・造花等を製造する「その他(雑貨等)」が3,682人、男子・婦人服等を製造する「繊維工業」が1,699人、「パルプ・紙・紙加工品製造業」が880人、「電気機械器具製造業」が820人、革靴・バッグ等を製造する「皮革製品製造業」が465人となっています。

最低工賃の決定について

家内労働法第8条では、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働局長は、必要があるときは、審議会の意見を聴いて、最低工賃を決定することができるとされています。最低工賃の額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一、または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなります。

現在、東京都内の家内労働者に適用される最低工賃は、電気機械器具製造業、婦人既製洋服製造業及び革靴製造業の3業種について決定されています。

このうち、電気機械器具製造業最低工賃については、東京労働局長が東京地方労働審議会に対して諮問し、本年10月24日に、東京地方労働審議会から東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出(答申)があったので、家内労働法(昭和45年法律第60号)第9条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公示しました。東京労働局としては、この答申を踏まえ、改正決定に係る手続きを進めています。(令和4年11月17日現在 11月24日改正決定の官報公示、12月24日効力発生予定)

詳しくは、東京労働局ホームページをご覧ください。

問合せ先 東京労働局労働基準部賃金課家内労働係

☎ 03-3512-1614



東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について

1 適用する家内労働者

東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

別表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

4 効力発生の日

法定どおり

別表

品目	工程	規格	金額
電気部品(プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円30銭
プリント基板	部品の差し		1個につき 1円35銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円60銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円25銭
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円65銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円38銭
	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 94銭
コネクター	差し(リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)		1端子につき 83銭
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円03銭
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 2円86銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円09銭

警備員が大学の構内を巡回中に転倒し死亡

業 種 警備業

職 種 警備員

災害発生状況

警備員が巡回のため大学の構内を巡回していたところ、転倒により頭部を強打し死亡したもの。路面上は前日の積雪により凍結していた。災害の状況等は以下のとおり。

- ・災害発生時刻は午前8時。
- ・前日は数センチ程度の雪が降っていた。
- ・被災者が転倒した場所は屋外の廊下であり、タイル敷で傾斜はなかった。
- ・当日の最高気温は2度、最低気温は0度。天候は晴れであった。
- ・被災者は会社から支給された制服及び所定の帽子を着用していたが靴は各労働者が用意しており、履いていた革靴は耐滑靴(すべりにくい靴)ではなかった。また、服務規程は設けられていなかった。
- ・被災者は50歳代で経験年数は10年程度であった。
- ・安全衛生教育は実施していたが、転倒災害の防止に係る教育は実施しておらず、災害発生日当日の朝礼や引継ぎでも特段の指示はなかった。
- ・天気予報は確認しておらず、事前に積雪時に対応するための準備は行っていなかった。

災害発生原因

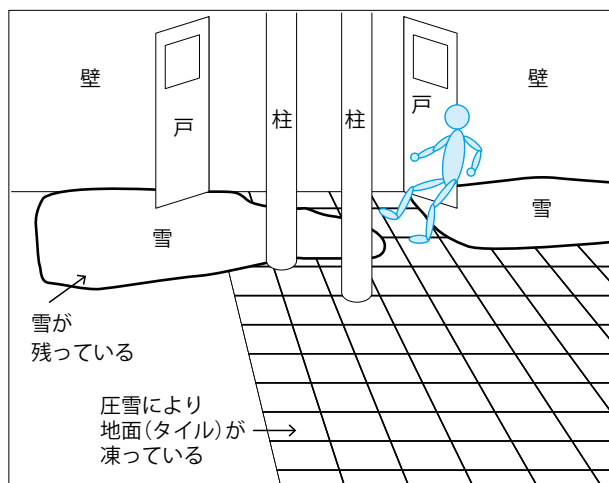
- 1 降雪時等に対応できる耐滑靴を履いていなかったこと。
- 2 前日に天候状況を把握し当日の朝礼等により、積雪の残りや凍結状態となっている危険箇所の確認や周知を行っていなかったこと。
- 3 降雪時の注意点等転倒防止に係る安全衛生教育を実施していなかったこと。

災害防止対策

- 1 警備員の使用する靴については、事業場で基準を定めるとともに、警備する箇所の状況に応じたものを着用すること。
- 2 前日に天候状況を把握し、凍結状態等の危険警備箇所の状況に応じた注意点について周知を行

うこと。

- 3 降雪時の注意点等転倒災害の防止について、安全衛生教育を行うこと。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

令和 4 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

41 人

前年同期

45 人

●令和 4 年 死亡災害発生状況(10 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	5	-3
建設業	21	19	2
土木工事業	2	1	1
建築工事業	11	16	-5
木造家屋建築工事業	2	1	1
その他の建設業	8	2	6
陸上貨物運送事業 ^(注 2)	2	2	0
ハイヤー・タクシー業	0	2	-2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	2	3	-1
小売業	1	2	-1
保健衛生業	0	5	-5
社会福祉施設	0	4	-4
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	5	3	2
ビルメン業	3	2	1
その他の三次産業	7	5	2
金融業	0	0	0
警備業	4	3	1
その他(一次産業) ^(注 3)	1	1	0
全産業合計	41	45	-4

(注 1) 左段は令和 4 年 10 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注 2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注 3) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 4 年 死傷災害発生状況(10 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	492	460	7.0
建設業	1,001	884	13.2
土木工事業	226	143	58.0
建築工事業	575	576	-0.2
木造家屋建築工事業	31	40	-22.5
その他の建設業	200	165	21.2
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	823	820	0.4
ハイヤー・タクシー業	432	304	42.1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	310	153	102.6
商業	1,664	1,549	7.4
小売業	1,197	1,132	5.7
保健衛生業	8,450	2,576	228.0
社会福祉施設	4,008	1,325	202.5
接客娯楽業	800	579	38.2
飲食店	573	444	29.1
清掃と畜業	706	668	5.7
ビルメン業	480	423	13.5
その他の三次産業	1,505	1,300	15.8
金融業	76	106	-28.3
警備業	282	264	6.8
その他(一次産業) ^(注 4)	50	56	-10.7
全産業合計	16,233	9,349	73.6

(注 1) 左段は令和 4 年 10 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上(災害)。
 (注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

■ 2022 年度法定講習等についての注意事項 ■

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細につきましては、各開催回の開催案内(リーフレット又はHP(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申込みは次ページからの「申込受付」あてにお願いいたします。会場の略称につきましては、以下をご覧ください。

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。
定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。
- 「センター」の講習会場は、安全衛生研修センターの本館又は別館となります。
- 中央支部の講習会場はすべて中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信も行います。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- 多摩地区支部開催の講習について、「八労政」は八王子労政会館、「八学園」は八王子学園都市センター、「コープ」は NATULUCK コープ高倉(八王子市)、「RISURU」はたましん

- RISURU ホール(立川市市民会館)、「トヨタ」はトヨタドライビングスクール(立川市)、「昭飛」は昭和飛行機工業(昭島市)、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場、「羽村」は羽村市生涯学習センターゆとろぎ、「たまメッセ」は東京たま未来メッセの各会場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10 m 以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただきます。
- 高圧・特別高圧電気特別教育の実技は、各事業場で実施していただきます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 編集後記 ■

晩秋、群馬と新潟との県境にある三国峠に紅葉狩りに出かけた。真紅の紅葉、鮮やかな発色の黄葉にも癒されたが、ほど近い新潟の日帰り温泉で出逢った人生の先輩達の姿が忘れられない。笑いと言らいの中で、食事を愉しむ70代、80代と思しき男性3人、女性1人。名物の蕎麦と天婦羅の盛り合わせを前に、盃を酌み交わす笑顔の語らいは、隣席の私達をも温かな雰囲気包んでいく。

隣り合ったのも何かの縁と語り掛けるなかで、女性が「私達は兄妹なんです。もう4人とも70代半ばを越えましたが、元気な間はと、年に何回か集まって食事をしながら、励まし合っているんです」と。最高齢と思われる男性が笑いながら「もうお迎えも近いだろうし、毎回、『これが最後だ!』』と言いながら続いているんだ」とも。

人生の先輩が語る「励まし」の「励」という字には、「万の力」が含まれている。一言の励ましであっても、その一言は「万の力」となって相手に勇気と希望の火をともし。

この一年を振り返れば、新型コロナウイルス感染症と戦うなかで、ロシアのウクライナ侵攻が勃発。不安定な世界経済のなか円安が進行し、物価高にも直面している。そんな中、私達一人ひとりが置かれている状況は千差万別であろうが、誰もが懸命に目の前の課題に挑戦していよう。そして、その挑戦を支えるのが「励まし」の言葉。

今年を締め括る12月が始まる。この12月の個々の働きが、迎える来年の発展の礎ともなる。大変な時こそ、「万の力」を持つ「励まし」を互いに贈り合う私達でありたい。

(小太郎)

特別教育	講習会名	申込受付	科目	12月	1月	2月	3月
	自由研削砥石	センター	学科・実技 1日	12(月)	23(月)	16(木)	22(水)
		立川支部	学科・実技 1日				
	動力プレス機械金型調整等	青梅支部	学科 1日				
	アーク溶接	センター	学科 2日		10(火)11(水) 31(火)2/1(水)		1(水)～2(木)
			実技 1日		12(木) 2/2(木)		3(金)
		立川支部	学科 2日				
			実技 1日				
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	21(水)～22(木)	23(月)～24(火)	13(月)～14(火)	28(火)～29(水)
	低圧電気	センター	学科 1日	5(月)	16(月)	20(月)	13(月)
			実技 1日	6(火)／7(水)／8(木)	17(火)／18(水)／19(木)	21(火)／22(水)／24(金)	14(火)／15(水)／16(木)
	高所作業(10m未満)	センター	学科・実技 1日	20(火)	30(月)		
	クレーン	立川支部	学科 1日			11(土)RISURU	
			実技 1日			19(日)昭飛	
第2種酸素欠乏	中央支部	学科 1日			27(月)		
粉じん	センター	学科 1日		27(金)		3(金)	
ダイオキシン	センター	学科 1日		16(月)		13(月)	
フルハーネス	多摩各支部	学科・実技 1日					
講習会名	申込受付	科目	12月	1月	2月	3月	
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科 4日	12(月)～15(木)	23(月)～26(木)		7(火)～10(金)	
		中央支部 学科 3日	7(水)～9(金)		15(水)～17(金)		
	衛生管理者(第2種)	センター 学科 3日	12(月)～14(水)	23(月)～25(水)		7(火)～9(木)	
		中央支部 学科 2日	7(水)～8(木)		15(水)～16(木)		
	衛生(特例)	センター 学科 2日	14(水)～15(木)	25(水)～26(木)		9(木)～10(金)	
	衛生管理者	立川支部 学科 2日					
	X線	センター 学科 2日			27(月)～28(火)		
講習会名	申込受付	科目	12月	1月	2月	3月	
その他	総括安全衛生管理者	中央支部 学科 1日					
	安全管理者選任時研修	センター 学科 2日	15(木)～16(金)	26(木)～27(金)	16(木)～17(金)	23(木)～24(金)	
		中央支部 学科 2日		24(火)～25(水)		6(月)～7(火)	
		多摩各支部 学科 2日					
	衛生管理者能力向上	センター 学科 2日					
	安全衛生推進者	センター 学科 2日	13(火)～14(水)	10(火)～11(水)	2(木)～3(金)	9(木)～10(金)	
		中央支部 学科 2日			9(木)～10(金)		
		多摩各支部 学科 2日				9(木)～10(金)RISURU	
	衛生推進者	センター 学科 1日	9(金)	26(木)	22(水)	13(月)	
		中央支部 学科 1日		16(月)		2(木)	
		立川支部 学科 1日		27(金)RISURU			
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部 学科 半日					
		上野・王子・足立荒川 学科 半日					
		亀戸・江戸川 学科 1日					
		多摩各支部 学科 半日					
	職長教育	センター 学科 2日	1(木)～2(金)	5(木)～6(金)	13(月)～14(火)	7(火)～8(水)	
	職長・安全衛生責任者	多摩各支部 学科 2日					
	リスクアセス	中央支部 学科 1日			7(火)		
携帯用丸のご盤	センター 学科・実技 1日		26(木)		27(月)		
KYT	センター 学科 1日	5(月)	16(月)	6(月)	10(金)		
	上野・王子・足立荒川 学科 1日						
	亀戸・江戸川 学科 半日			20(月)船堀／28(火)亀戸			

講習会名	申込受付	科目	12 月	1 月	2 月	3 月
石綿建材調査者 (一般)	センター	学科 2 日 試験 1 日			21(火)～22(水) 3/6(月)	
石綿建材調査者 (一戸建て等)	センター	学科 1 日 試験 1 日			17(金) 3/6(月)	
床土操作式 クレーン	センター	学科 2 日 実技 1 日	5(月)～6(火) 7(水)／8(木)／9(金)		7(火)～8(水) 9(木)／10(金)／13(月)	
小型移動式 クレーン	センター	学科 2 日 実技 1 日		12(木)～13(金) 16(月)／17(火)／18(水)		2(木)～3(金) 6(月)／7(火)／8(水)
ガス溶接	センター	学科 1 日 実技 1 日		5(木) 6(金)	6(月) 27(月) 7(火) 28(火)	
	立川支部	学科 1 日 実技 1 日				
フォークリフト (11 時間)	センター	学科 1 日 実技 1 日		5(木) 12(木)	24(金) 3/2(木)	
	立川支部	学科 1 日 実技 1 日		21(土)RISURU 28(土)昭飛		4(土)RISURU 11(土)昭飛
フォークリフト (15 時間)	立川支部	学科 2 日 実技 1 日		20(金)～21(土)RISURU 28(土)昭飛		
フォークリフト (31 時間)	センター	学科 1 日 実技 3 日		5(木) 31(火) 6(金)10(火)11(水) 2/1(水)～3(金) 7(土)8(日)14(土) 2/4(土)5(日)11(土)	24(金) 27(月)～3/1(水) 25(土)～26(日)3/4(土)	
	多摩各支部	学科 1 日			9(木)羽村	
	八王子支部	実技 3 日			12(日)19(日)26(日)日野日野	
	立川支部	学科 1 日 実技 3 日		21(土)RISURU 22(日)28(土)～29(日)昭飛		4(土)RISURU 5(日)11(土)～12(日)昭飛
	青梅支部	実技 3 日			12(日)19(日)26(日)日野羽村	
フォークリフト (35 時間)	立川支部	学科 2 日 実技 3 日		20(金)～21(土)RISURU 22(日)28(土)～29(日)昭飛		
高所作業車 (10 m 以上)	センター	学科 1 日 実技 1 日		19(木) 20(金)／23(月)／24(火)		9(木) 10(金)／13(月)／14(火)
玉掛け	センター	学科 2 日 実技 1 日	12(月)～13(火) 14(水)／15(木)／16(金)	23(月)～24(火) 25(水)／26(木)／27(金)	13(月)～14(火) 15(水)／16(木)／17(金)	22(水)～23(木) 24(金)／27(月)／28(火)
	立川支部	学科 2 日 実技 1 日		14(土)～15(日)RISURU 22(日)昭飛		
玉掛け + クレーン 玉掛け	八王子・青梅	学科 2 日				
	八王子支部	実技 1 日				
	青梅支部	実技 1 日				
クレーン(希望者)	八王子・青梅	実技 1 日				
木工機械	センター	学科 2 日				
プレス機械	センター	学科 2 日				
乾燥設備	センター	学科 2 日			13(月)～14(火)	
はい作業	センター	学科 2 日	20(火)～21(水)		27(月)～28(火)	
特化・ 四アルキル鉛	センター	学科 2 日	1(木)～2(金) 19(月)～20(火)	10(火)～11(水) 23(月)～24(火)	1(水)～2(木) 15(水)～16(木)	1(水)～2(木) 29(水)～30(木)
	中央支部	学科 2 日	15(木)～16(金)		21(火)～22(水)	
	多摩各支部	学科 2 日	6(火)～7(水)八学園		7(火)～8(水)八学園	
鉛	センター	学科 2 日		5(木)～6(金)		22(水)～23(木)
酸素欠乏・ 硫化水素	センター	学科 2 日 実技 1 日	6(火)～7(水) 8(木)／9(金)	17(火)～18(水) 19(木)／20(金)	7(火)～8(水) 9(木)／10(金)	14(火)～15(水) 16(木)／17(金)
	中央支部	学科 2 日 実技 1 日				22(水)～23(木) 24(金)
	多摩各支部	学科 2 日 実技 1 日				1(水)～2(木)RISURU 3(金)RISURU
有機溶剤	センター	学科 2 日	15(木)～16(金) 22(木)～23(金)	12(木)～13(金) 25(水)～26(木)	2(木)～3(金) 20(月)～21(火)	9(木)～10(金) 27(月)～28(火)
	多摩各支部	学科 2 日			14(火)～15(水)八学園	
石綿	センター	学科 2 日	14(水)～15(木) 21(水)～22(木)	12(木)～13(金) 30(月)～31(火)	15(水)～16(木) 27(月)～28(火)	7(火)～8(水) 27(月)～28(火)
	中央支部	学科 2 日		19(木)～20(金)		9(木)～10(金)
	多摩各支部	学科 2 日			4(土)～5(日)たまメッセ	